

昭保保指第247号

昭島市国民健康保険運営協議会

会長 下田初穂様

昭島市国民健康保険運営協議会規則（昭和34年昭島市規則第1号）第2条  
第1項の規定に基づき、下記のとおり諮問する。

令和6年1月26日

昭島市長臼井伸介

記

諮問第33号

昭島市国民健康保険税の課税限度額の改定について

(諮問理由)

令和6年度税制改正の大綱が示され、その中では、国民健康保険税の後期高齢者支援金等に係る課税限度額を22万円から24万円に引き上げることとされている。このため、昭島市国民健康保険税の課税限度額改定について、諮問する。

(改定時期)

令和6年4月1日